

# 公健法に基づく公害保健福祉事業への「禁煙治療の費用の助成に関する事業」（仮称）の新設について

## 1. 背景

喫煙は、気道の炎症等によりぜん息症状を増悪させること、ステロイドなどのぜん息治療薬の効果を弱めることから、公健法に基づく被認定者の禁煙治療は、健康の回復や認定疾病の被害の防止に資すると考えられる。

被認定者の禁煙指導については、これまで、公害保健福祉事業のうち「リハビリテーションに関する事業」及び「家庭における療養の指導に関する事業」において、医師等の講演会、パンフレットの配布、保健師の指導等が行われてきた。

一方、近年の禁煙治療では、平成 18 年から健康保険が適用になるなど、医師の指導による医薬品を用いた禁煙治療プログラムによる方法が一般的になっているが、これには公健法の医療費の適用が受けられないことから、被認定者の自己負担が生じており、対応を求める声があった。

## 2. 禁煙治療助成事業の新設

### (1) 事業概要

このような状況を受け、今般、被認定者の禁煙を促進する目的で、公害保健福祉事業の対象に「禁煙に係る治療の費用の助成に関する事業（仮称）」を位置づけることとし、一定額を上限として医療費の自己負担分を助成しようとするものである。

### (2) 開始時期

令和 5 年度中に本事業の詳細についての検討、公健法施行令第 25 条第 5 号に基づく告示の改正、予算要求、関係自治体の準備等を行い、令和 6 年度から本事業を開始することとしたい。

### (参考 1) 公害保健福祉事業について

公害保健福祉事業は、公健法第 46 条に基づき、被認定者の健康を回復させる等により、福祉を増進し、並びに指定疾病による被害を予防することを目的として、地方自治体を実施するものである。

(参考)

【公害健康被害の補償等に関する法律第 46 条第 1 項】

都道府県知事又は第 4 条第 3 項の政令で定める市の長は、指定疾病によりそこなわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進し、並びに第一種地域又は第二種地域における当該地域に係る指定疾病による被害を予防するために必要なリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の政令で定める公害保健福祉事業を行なうものとする。

【政令第 25 条】

法第 46 条第 1 項の政令で定める公害保健福祉事業は、次に掲げる事業とする。

- 1 リハビリテーションに関する事業
- 2 転地療養に関する事業
- 3 家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業
- 4 家庭における療養の指導に関する事業
- 5 各号に掲げるもののほか、被認定者の福祉を増進し、又は指定疾病による被害を予防するために必要な事業で環境大臣が定めるもの  
(インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業が告示で定められている)

**(参考2) 制度のイメージ**

